

【みのお市民活動センター 施設・附属設備 利用料金表】 (令和元年(2019年)7月1日改定)

※新料金は、令和元年(2019年)10月1日利用分から適用(利用日基準)

同年9月30日までの利用分は変更前料金を適用

〈会議用施設〉

上段:新料金、下段():変更前料金

区分	収容人員 (人)	単位利用時間帯利用料 (円)					
		午前 (9時~12時)	午後 (13時~17時)	夜間 (18時~22時)	昼間 (9時~17時)	昼夜間 (13時~22時)	全日 (9時~22時)
多目的室1 (多目的室1/3面)	16	470 (460)	630 (620)	630 (620)	1,100 (1,080)	1,260 (1,240)	1,730 (1,700)
多目的室2 (多目的室2/3面)	32	950 (930)	1,250 (1,230)	1,250 (1,230)	2,200 (2,160)	2,500 (2,460)	3,450 (3,390)
多目的室(全面)	54	1,420 (1,390)	1,880 (1,850)	1,880 (1,850)	3,300 (3,240)	3,760 (3,700)	5,180 (5,090)
会議室	30	950 (930)	1,250 (1,230)	1,250 (1,230)	2,200 (2,160)	2,500 (2,460)	3,450 (3,390)
小会議室	12	320 (310)	420 (410)	420 (410)	740 (720)	840 (820)	1,160 (1,130)
プレイルーム	24	630 (620)	830 (820)	830 (820)	1,460 (1,440)	1,660 (1,640)	2,290 (2,260)

備考 1. 単位利用時間帯に満たない利用時間の端数は、当該単位時間帯として計算(従来同様)

2. 利用者が下記区分に該当する場合の利用料金は下記のとおり(従来同様)

区分	利用料金
利用者が市外で、かつ非営利目的の利用	基本料金に300/100を乗じて得た額
利用者が市内で、かつ営利目的の利用	基本料金に200/100を乗じて得た額
利用者が市外で、かつ営利目的の利用	基本料金に600/100を乗じて得た額

〈活動用施設〉

区分		1区分・1月あたり利用料 (円)	
		変更前	新料金
事務用区画 (事務ブース)	一般	(5,100)	5,200
	利用が通算して3年を超えるとき	(8,200)	8,400
ロッカー		(510)	520
倉庫		(510)	520
メールボックス		(0)	0

〈附属設備〉

区分		1単位あたり利用料 (円)	
		変更前	新料金
コピー機(単位:1枚)		(10)	10
印刷機	印刷(単位:10枚) ※単位未満は切り上げ	(5)	5
	製版(単位:1枚)	(45)	50